

令和 8 年 2 月 2 日
港区政策創造研究所
(企画経営部企画課)

令和 8 年度 港区政策創造研究所（企画経営部企画課）データ利活用推進員募集案内

1 職名・勤務場所・採用予定数

職名	勤務場所	採用予定数
データ利活用推進員	港区役所 4 階 (港区芝公園一丁目 5 番 25 号)	1 名

2 身分

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 港区政策創造研究所について

港区政策創造研究所※（以下「研究所」といいます。）は、区の各部門の個別情報の収集・分析等を踏まえ、横断的に課題を捉え総合的な政策研究を行い、総合支所・支援部を支援することを目的として企画経営部内に設置された研究所です。

研究所では、将来人口推計や独自の社会調査・研究業務をはじめ、政策形成能力の向上を目的とした「政策研究会」の実施や、統計分析や社会調査に関する所管課への支援、政策形成支援データ集やマニュアルの作成等様々な取組を展開しています。

また、庁内における EBPM を推進することを目的として、令和 7 年度からは BI ツールを活用したデータ可視化に関する取組や、EBPM に関する職員研修を実施しています。

※令和元年度から、自治体総合計画、行政経営、地域政策等を専門とする所長の指揮の下で、調査・研究やデータ利活用に関する取組を行っています。研究所の詳細、活動実績等は、以下の URL 又は二次元コードからご確認ください。

【URL】港区ホームページ「港区政策創造研究所について」

https://www.city.minato.tokyo.jp/seisakuenkyu/minatokuseisakusouzenkyujo_syokai.html



4 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで*

*期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保証するものではありません。

5 職務内容

- (1) 各部門が保有する各種統計・調査データの収集・整理
- (2) BI ツール※を活用したオープンデータ等の可視化分析業務
- (3) BI ツール活用・分析に関する相談・助言

(4) データ利活用人材の育成支援（職員研修の実施・分析支援等）

(5) 庁内データ連携基盤の環境整備に向けた検討

(6) その他港区政策創造研究所が必要と考える事項

※現在、区のPC端末環境においては、Microsoft Power BIが利用できます。

6 勤務条件

勤務時間	8時30分から17時15分まで 1日7時間45分勤務、休憩時間12時から13時まで ※所定時間を超えて勤務することは、原則としてありません。
勤務日数	週2日勤務 月曜日から金曜日の間で2日（原則、曜日は固定）
休日等	毎週月曜日から金曜日の間で3日、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
休暇等	年次有給休暇、慶弔休暇、育児・介護のための休暇・休業等があります（付与・取得要件あり）。
報酬額	月額168,642円※（交通費別途支給） ※通勤手当相当分を別途支給（1か月の上限額：55,000円） ※期末手当・勤勉手当（ボーナス・賞与）の支給（支給要件あり） ※昇給制度なし ※特別区人事委員会勧告等の状況により、報酬額や手当額が増減する場合があります。
社会保険等	加入なし
公務災害補償	特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員上の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	再度任用の可能性あり ※業務内容により職の必要がなくなった場合は、その限りではありません。

7 応募資格

(1) 以下に掲げる必須条件を満たす者

【必須条件】

- ア 民間企業や行政機関、研究機関等におけるデータ分析業務の実務経験・研究経験がある者（経験年数は問わない）
- イ BIツールを活用したレポート・ダッシュボード作成経験がある者
- ウ Microsoft Word、Excel、PowerPointを一通り操作できる者
- エ 港区の組織や施策、地域の動向や課題について学び、港区政策創造研究所の役割を理解した上で業務を行う意欲のある者
- オ 研究所の一員として所長等上司の指示に従い、他の職員と連携して職務を遂行できる者
- カ 地方公務員法第16条の各号に定める次のいずれかに該当しないこと

- ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②港区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 歓迎条件

- ・公的統計データやオープンデータ等の集計・可視化分析の経験がある者
- ・Power BI、TableauなどのBIツールの認定資格を保有する者
- ・統計ソフト（R、SPSS、Stata等）を利用し、データの加工・集計・分析をコマンドで一括管理できる者

8 応募方法等

(1) 応募方法

後述(2)記載の応募書類を、「LoGoフォームで電子申請」又は「郵送若しくは持参」してください。

ア LoGoフォームでの応募

以下のフォームへアクセス又は二次元コードを読み取り、応募してください。

なお、LoGoフォームのシステムメンテナンスにより、一時的に利用停止となる場合があります。時間に余裕をもってお申し込みください。

【LoGoフォームURL・二次元コード】

<https://logoform.jp/form/Mt5V/1426328>



イ 郵送又は持参による応募

封筒の表面に「会計年度任用職員採用選考書類在中」と赤字で明記し、後述の「11問合せ先」へ提出してください。郵送の場合は必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。

(2) 応募書類 ※応募書類は返却いたしません。あらかじめご了承ください。

■必ず提出いただく書類

ア 港区会計年度任用職員採用選考申込書

イ 志望理由書（A4横書き1,000字程度）

ウ これまでのご自身の職務経験や実績を踏まえて、データ利活用の観点から港区に貢献できることについての論述（A4横書き1,200字程度）

(3) 応募書類の提出期限

令和8年3月3日（火）必着 ※当日消印有効ではありません。

9 選考方法

(1) 選考方法

ア 応募書類により1次選考を行い、合否を決定します。

イ 1次選考の合格者は、面接による2次選考を行います。

※2次選考は、3月9日（月）～19日（金）の間で指定された日を予定しています。

(2) 結果発表

ア 1次選考

令和8年3月6日（金）までにEメール及び郵送で合否を連絡します。

イ 2次選考

令和8年3月25日（水）までにEメール及び郵送で合否を連絡します。

10 個人情報の取扱いについて

応募書類等により収集した個人情報については、本選考業務にのみ使用します。

11 問合せ先

〒105-8511 東京都港区芝公園一丁目5番25号

港区政策創造研究所（港区企画経営部企画課 EBCM 推進担当）大森・浄土

電話 03-3578-2567（直通）

E-mail minatoll@city.minato.tokyo.jp